



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 12 月 10 日 (木曜日) 第 163 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・P クリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁	○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課) 3
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 1		公 告
○道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課) 1		○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市
○道路の供用の開始 (4 件) …………… (") 1		町村の意見…………… (商工政策課) 3
○道路の占用を制限する区域の指定…………… (") 2		○県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 3
○都市計画の変更…………… (都市計画課) 2		○宮崎県資源管理方針の公表…………… (水産政策課) 3
		○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 8
		○二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の
		決定…………… (建築住宅課) 8

告 示

宮崎県告示第 965号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 12 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 えびの市大字原田字兜卒1279-38
- 2 指定の目的 干害の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 966号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 12 月 10 日から同年同月 24 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	219号	西都市大字 尾八重字大	旧	12.2~ 28.7	68.3

椎葉 518番 9地先から 同市同大字 同字 518番 9地先まで	新	25.1~ 45.0	68.3
---	---	---------------	------

宮崎県告示第 967号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 12 月 10 日から同年同月 24 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町下鹿川字 西畑申 565 番17地先から 同市同町 下鹿川同字 申 565番17 地先まで	旧	4.3~ 4.8	14.9
				新	4.4~ 7.7	14.9

宮崎県告示第 968号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 12 月 10 日から同年同月 24 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 12 月 10 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
214	県道	上祝子 綱の瀬 線	延岡市北方 町下鹿川字 西畑申 565 番17地先か ら同市同町 下鹿川同字 申 565番17 地先まで	令和 2 年12月10日

宮崎県告示第 969号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年12月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
357	県道	田の平 綾線	東諸県郡綾 町大字南俣 字梅ヶ野53 53番 126地 先から同郡 同町同大字 字二反野52 97番 1 地先 まで	令和 2 年12月10日

宮崎県告示第 970号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年12月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 中尾国有林 2094林班い 小班から同 郡同町同大 字中尾国有	令和 2 年12月10日

			林2094林班 い小班まで	
--	--	--	------------------	--

宮崎県告示第 971号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年12月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
360	県道	田代八 重綾線	東諸県郡綾 町大字北俣 字爰野5448 番 1 地先か ら同郡同町 同大字同字 5473番 1 地 先まで	令和 2 年12月10日

宮崎県告示第 972号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和 2 年12月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	219号	西都市大字尾八重字大椎葉 518番 9 地 先から同市同大字同字 518番 9 地先ま で

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和 2 年12月10日

宮崎県告示第 973号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県宮崎土木事務所及び宮崎県高岡土木事務所並びに宮崎市都市整備部都市計画課、同市佐土原総合支所農林建設課、同市田野総合支所農林建設課、同市高岡総合支所農林建設課、同市清武総合支所農林建設課及び国富町都市建設課において公衆の縦覧に供する。

令和2年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画の種類及び名称

宮崎広域都市計画 区域区分の変更

2 都市計画を変更した土地の区域

宮崎市薫る坂二丁目、同市大字恒久字曾井、同市大字恒久字諏訪、同市古城町字南田及び同市古城町字後藤寺迫の各一部

宮崎県告示第 974号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和2年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 2020- 4	加藤博久	小林市細野字大塚 1108番3、1108番 25、1108番26	6.00	45.58	令和2 年11月 26日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エル一万城

北諸県郡三股町大字宮村字一万城2855番14 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和2年11月2日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和2年12月10日から令和3年1月10日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第88条第1項の規定により、仁庄屋地区県営土地改良事業（宮崎市、県営ため池等整備事業（危険ため池））に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年12月10日から令和3年1月14日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所農村整備課内

宮崎市役所高岡総合支所農林建設課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

漁業法（昭和24年法律第 267号。以下「法」という。）第14条第1項の規定により、宮崎県において資源管理を行うための方針を令和2年12月1日付けで次のように定めたので、同条第6項の規定により公表する。

令和2年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県において資源管理を行うための方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年の生産量で約12万トン、生産額で約336億円にのぼり、全国的にも上位に位置している。また、漁業経営体数は950経営体（漁業センサス2018）であり、多くの沿岸地域においては、水産業が重要な産業となっている。今後とも本県水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 県の責務

県は、法第6条の規定により、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有することから、国と協力して、本県が管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定により、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分（以下「知事管理区分」という。）ごとに、少なくとも次の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

各特定水産資源の漁獲可能量を知事管理区分ごとに配分する場合の基準は、対象とする漁業の漁獲実績を基礎とするとともに、漁業の実態その他の事情を勘案して、定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が生じるおそれがある場合は、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、関係団体の要望及び知事管理区分ごとの数量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行うことができることとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。なお、漁獲割当てによる管理ができない場合は、漁獲量の総量を管理し、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源について、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に則して、当該特定水産資源の資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第 124条第 1項に規定する協定（以下「協定」という。）の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進し、これらの結果を知事に報告させるものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、宮崎県資源評価委員会による資源評価及び資源管理の提言を踏まえて、資源管理の具体的なかつ効果的な措置を定めて実行するなどPDC Aサイクルによる効果的な資源管理を行うものとする。

また、当該水産資源の採捕をする者による協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進し、これらの結果を知事に報告させるものとする。

さらに、当該協定に基づき報告される情報を活用して、より精度の高い資源評価ができるよう努めることとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であるとともに、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うた

めにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第 1 項又は第30条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第 1 項）、漁業者による資源管理の状況等の報告（法第90条第 1 項）においても報告等が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの漁獲量等の情報の把握の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗の生産及び放流（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証するとともに、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施する。また、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものは、当該水産資源を維持するために必要な資源管理措置のみを実施することに移行することとし、種苗放流等を実施しないこととする。なお、当該検証の結果、その効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

国及び県は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び本方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 宮崎県資源管理方針の見直しの検討

法第14条第 8 項に定める場合のほか、宮崎県資源評価委員会における直近の資源評価や最新の科学的知見に基づく資源管理施策の提言若しくは漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、本方針及び本方針に記載されている個別の水産資源について宮崎県資源管理協議会及び宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて、見直しの検討を行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

1 特定水産資源は、まいわし太平洋系群、まあじ、くろまぐろ（30キログラム未満のものに限る。）及びくろまぐろ（30キログラム以上のものに限る。）の計4種とし、これらの具体的な資源管理方針は別紙1のとおりとする。

2 特定水産資源以外の水産資源のうち、本県において資源評価を行っている魚種ごとの具体的な資源管理方針は、別に定める。

（別紙1－1）

第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県まき網漁業

- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域
②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
ア 中型まき網漁業（法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業をいい、しいらまき網漁業を除く。以下同じ。）
イ 小型まき網漁業（宮崎県漁業調整規則（令和2年宮崎県規則第51号）第4条第1項第3号に掲げる小型まき網漁業をいい、しいらまき網漁業を除く。以下同じ。）
- ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内
- 2 宮崎県その他のまいわし漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域
②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者によるまいわしを採捕する漁業（宮崎県まき網漁業を除く。）
- ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について宮崎海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
宮崎県その他のまいわし漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、下表のとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	11か統

小型定置網漁業（共同漁業権）	15件
いわし棒受網漁業	38隻

- 第5 その他資源管理に関する重要事項
特になし
(別紙1-2)
- 第1 特定水産資源
まあじ
- 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
- 1 宮崎県まき網漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域
②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
ア 中型まき網漁業
イ 小型まき網漁業
- ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで
陸揚げした日から3日以内
- 2 宮崎県その他のまあじ漁業
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域
②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域
- ② 対象とする漁業
宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者によるまあじを採捕する漁業（宮崎県まき網漁業を除く。）
- ③ 漁獲可能期間
周年
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分する。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について宮崎海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。
- 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

宮崎県その他のまあじ漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、下表のとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
大型定置漁業	11か統
小型定置網漁業（共同漁業権）	15件
刺網漁業	356隻
えびびき網漁業	103隻
その他の釣漁業	451隻

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

（別紙1-3）

第1 特定水産資源

くろまぐろ（30キログラム未満のものに限る。）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県漁船漁業（4月から6月まで）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業（太平洋広域漁業調整委員会指示第29号1（2）及び日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第55号1（2）に掲げる漁業をいう。）及び宮崎県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある漁業者によるくろまぐろを採捕する漁業（以下「その他の漁船漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年6月30日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 宮崎県漁船漁業（7月から9月まで）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業

その他の漁船漁業

③ 漁獲可能期間

7月1日から同年9月30日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 宮崎県漁船漁業（10月から12月まで）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ その他の漁船漁業

③ 漁獲可能期間

10月1日から同年12月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

4 宮崎県漁船漁業（1月から3月まで）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ その他の漁船漁業

③ 漁獲可能期間

1月1日から同年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

5 宮崎県定置漁業（4月から6月まで）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業（法第60条第3項第1号及び宮崎県漁業調整規則第4条第1項第16号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年6月30日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

6 宮崎県定置漁業(7月から9月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

7月1日から同年9月30日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

7 宮崎県定置漁業(10月から12月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

10月1日から同年12月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

8 宮崎県定置漁業(1月から3月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

1月1日から同年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について宮崎海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実施状況等を踏まえ、宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第5 その他資源管理に関する重要事項

1 平成28年漁期(第2管理期間)の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の2割(2.9トン)を上限として分割して差し引くこととしているが、前管理年度の未消化数量については、次管理年度以降の差し引き分に充当する。

2 知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(30キログラム以上のものに限る。)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 宮崎県漁船漁業(4月から9月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

ア 沿岸くろまぐろ漁業

イ その他の漁船漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年9月30日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 宮崎県漁船漁業(10月から3月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

- ア 沿岸くろまぐる漁業
- イ その他の漁船漁業

③ 漁獲可能期間

10月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 宮崎県定置漁業（4月から9月まで）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年9月30日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

4 宮崎県定置漁業（10月から3月まで）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

10月1日から翌年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を過去の漁獲実績に応じてそれぞれの知事管理区分に按分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。また、配分の変更については、あらかじめ配分方法について宮崎海区漁業調整委員会に了承を得た形式的類型によって配分する場合を除き、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、協定の実

施状況等を踏まえ、宮崎海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 都市計画を定める者の名称

川南町

2 都市計画の種類及び名称

川南都市計画下水道

川南公共下水道

3 縦覧場所

宮崎県国土整備部都市計画課

宮崎県高鍋土木事務所

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により実施した令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の合格者の合格番号及び受験番号は、次のとおりである。

令和2年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

二級建築士（合格者29名）

合格番号	受験番号
R02-1	8F-10027R
R02-2	8F-10090R
R02-3	8F-10096P
R02-4	8F-10153R
R02-5	8F-10168Y
R02-6	8F-10225K
R02-7	8F-10281K
R02-8	8F-10310L
R02-9	8F-10353M
R02-10	8F-10395M

R02-11	8 F - 10410N
R02-12	8 F - 10424N
R02-13	8 F - 10425P
R02-14	8 F - 10440R
R02-15	8 F - 10453P
R02-16	8 F - 10481P
R02-17	8 F - 10496R
R02-18	8 F - 10540K
R02-19	8 F - 20002R
R02-20	8 F - 20003Y
R02-21	8 F - 20014N
R02-22	8 F - 20021N
R02-23	8 F - 20046K
R02-24	8 F - 20057P
R02-25	8 F - 20077N
R02-26	8 F - 20078P
R02-27	8 F - 20089L
R02-28	8 F - 20091N
R02-29	8 F - 20120P
木造建築士 (合格者 1 名)	
合格番号	受験番号
R02-1	8 F - 30055Y

--	--